

「自分の命は、自分で守る！」緊急時における行動指針

静岡県立磐田西高等学校(R6.9.1～)

1. 地震防災に関する情報発表時における行動指針

A:東海地震に関する調査情報 (臨時・定例)	「東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない」
B:東海地震注意情報	「データに異常が現れ、東海地震の前兆現象が高まったと認められた」
C:東海地震予知情報	「東海地震が発生するおそれが認められた」 『警戒宣言』発令

A:東海地震に関する調査情報

在宅時	テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、 <u>平常通り</u> 過ごす。
登下校時	地域の広報やJRのアナウンスによる情報に注意しながら、登下校する。
在校時	教員の指示に従って、 <u>通常の活動</u> を行う。
校外活動中	引率教員やその施設等の職員の指示に従って行動する。

B:東海地震注意情報

在宅時	<u>登校せず</u> 、テレビ・ラジオ等の <u>情報に注意</u> し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の <u>防災計画に従って行動</u> する。学校からの連絡があるまで登校しない。
登下校時	原則として、広報やJRのアナウンスによる情報に注意しながら <u>帰宅する</u> 。ただし、 <u>学校近くまで来た場合には登校するか帰宅するかを自分で判断して行動</u> する。
在校時	<u>一切の活動を中止して教室に一時待機</u> する。その後、教員の指示に従いグラウンド(体育館)に地区ごと集合して、安全に注意しながら <u>集団で下校</u> する。その際、保護者と連絡をとり合う。
校外活動中	引率教員やその施設等の職員の指示に従って行動する。

C:東海地震予知情報<『警戒宣言』発令>

在宅時	<u>登校せず</u> 、テレビ・ラジオ等の <u>情報に注意</u> し、東海地震の発生に十分警戒して、『 <u>警戒宣言</u> 』及び自治体等の <u>防災計画に従って行動</u> する。学校からの連絡があるまで登校しない。
登下校時	公共交通機関を利用している場合は、その乗務員の指示に従って行動し、 <u>原則として自宅もしくは学校、近い方に避難</u> する。自転車乗車中や徒歩の場合は、広報の情報に注意し、身の安全を確保しながら、原則として自宅もしくは学校、近い方に避難する。ただし、 <u>情報内容や場所によって臨機応変に行動</u> する。その際、可能ならば保護者と連絡をとる。
在校時	<u>一切の活動を中止して教室に一時待機</u> する。その後、教員の指示に従いグラウンド(体育館)に地区ごと集合する。原則として、集団で注意して下校するが、津波による浸水が予想される地区や交通状況等により、あらかじめ(事前調査等)残留または、保護者引き渡しを希望している者については、校内に留まることとする。その場合、保護者が迎えに来た生徒は帰宅する。
校外活動中	引率教員やその施設等の職員の指示に従って行動する。

2. 居住地又は磐田市において、「震度5強以上」の地震が発生した場合の行動指針

在宅時	安全確保等に努め、登校しない。休校とする。翌日以降、授業を再開する場合は連絡をとる。 ※津波の危険が予測される地域では、高台か指定の避難ビル等へ！
登下校時	まずは身の安全を確保する。公共交通機関を利用している場合は、その乗務員の指示に従って行動する。自転車乗車中や徒歩の場合は、近くの学校や公園、大きな駐車場などに避難し、安全を確保しながら帰宅する。学校の近くにいる場合は学校に避難する。その際、 余震には十分注意 を払う。 ※津波の危険が予測される地域では、高台か指定の避難ビル等へ！
在校時	避難訓練のときのように、まず身の安全を確保し、教員の指示に従い グラウンドに避難 する。その後様子を見て、自転車や徒歩で帰宅できる生徒は可能ならば保護者と連絡を取り、できるだけ 集団で注意して下校 する。また、徒歩で行ける親戚や知り合いがいる生徒も可能ならば保護者と連絡をとり、注意して下校する。それ以外の生徒はグラウンド(体育館)に残り、教員の指示に従う。交通状況等を考慮して帰宅させる場合もある。その後、保護者が迎えに来た生徒は帰宅する。 ※「大津波警報」及び「津波警報」発令時は、解除されるまで、危険地域の生徒は帰宅できません！ ※危険地域の保護者が引き取りに来ても引き渡せない！
在校時 ※保護者が帰宅 困難者となった 場合	可能ならば保護者と連絡を取り、親戚や知り合いによる引き渡しも可能とする。(3日を目途に保護者や親戚、知り合いに引き渡せない場合は学校に残る避難生徒とみなす。)
校外活動中	引率教員やその施設等の職員の指示に従って行動する。 ※津波の危険が予想される地域では、高台か指定の避難ビル等へ！

3. 静岡県西部沿岸において、「津波注意報」が発令された場合の行動指針

在校時	一切の活動を中止して教室に一時待機 する。その後、教員の指示に従って行動する。
-----	------------------------------------------------

4. 浜岡原子力発電所の事故発生時における行動指針

(本校は、浜岡原子力発電所から半径31km圏の、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ))

在校時	磐田市災害対策本部から、屋内退避の指示が出た場合は、 一切の活動を中止し速やかに教室等室内に避難 する。校舎のすべての出入り口と窓を閉める。また、カーテンを閉め、換気扇を止め、外気を遮断する。その後は、次の指示が出るまで待機する。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------